

第1章 計画の趣旨及び期間

第1節 計画の趣旨

近年の大量生産、大量消費、大量投棄型の社会システムは、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を引起し、私たちにとってかけがえのない環境の破壊や天然資源の枯渇など人類の生存基盤に影響を及ぼし、私たちの生活に関りの深い廃棄物処理においても、廃棄物の排出量の増加や多様化、不法投棄の増大、廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の発生など様々な廃棄物問題を生じさせた。

このため、国においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の数次にわたる改正による規制の強化やリサイクル関連法の制定などの対応を推進している。

本県においても、廃棄物問題に適切に対応するため、廃棄物処理法に基づき、昭和48年度に「愛媛県産業廃棄物処理基本計画」を策定し、その後、定期的な改定を行い、平成13年度には一般廃棄物対策と産業廃棄物対策を盛り込んだ「愛媛県廃棄物処理計画」を策定し、各種の対策を総合的かつ効果的に推進してきたところである。

しかし、廃棄物の排出状況やリサイクルの状況など廃棄物を取り巻く状況は、年々変化していることや17年3月に、本計画の上位計画である「第二次えひめ循環型社会推進計画」の策定を踏まえ、現計画を見直す必要が生じた。

このため、17年度に産業廃棄物の排出実態調査を実施し、この調査結果をもとに廃棄物処理計画を改定するものである。

第2節 計画の期間

本計画は平成18年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする5年間とする。

【参考】 廃棄物処理計画等の策定の状況

昭和48年度	第一次産業廃棄物処理基本計画
昭和56年度	第二次産業廃棄物処理計画
平成3年度	第三次産業廃棄物処理計画
平成8年度	第四次産業廃棄物処理計画
平成13年度	廃棄物処理計画